

遊戯施設定期点検業務 仕様書

(昨年度と変更した箇所は赤字とする)

第1節 一般事項

1. 1 適用

- (1) 本仕様書は、遊戯施設の定期点検業務に適用する。
- (2) 本仕様書に規定する事項は、特に定めがある場合を除き、受託者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 全ての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、本仕様書、契約書の順番とする。

1. 2 受託者の負担の範囲

- (1) 点検業務の実施に当たり必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に掛かる費用は、契約書に記載がある場合にかぎり、受託者側の負担とする。
- (2) 点検業務に必要な工具、測定機器等は受託者側の負担とする。

1. 3 点検業務報告書の様式

- (1) 報告書の様式は、一般社団法人日本公園施設業協会（以下「JPFA」。）の「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2024」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づき作成する。
- (2) 報告書をデジタルデータで納品する場合は、容易に改ざん出来ないようにすること。

1. 4 関係法令の遵守

- (1) 点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

第2節 業務関係書類

2. 1 業務関係書類

- (1) 受託者は、浜松市が定める様式に基づき、関係書類を委託者に提出し、承認を受けなければならない。【別表1】

2. 2 委託業務着手届【様式1】

- (1) 受託者は、業務の履行にあたり、業務責任者、業務担当者を定め、届け出るものとする。また、変更した場合も同様とする。
- (2) 業務責任者は、すべての従事者の指揮及び監督をするものとし、業務担当者に作業内容及び委託者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。

- (3) 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者で JPFA が認定する「公園施設製品安全管理士」または国土交通省登録資格の「公園施設点検管理士」の資格を有するものとする。
- (4) 業務担当者は、その作業等の内容に応じた必要な知識及び技能を有する者、JPFA が認定する「公園施設製品整備技士」または国土交通省登録資格の「公園施設点検技士」もしくは業務責任者と同等の資格を有するものとする。
- (5) 届け出の際に、(3)、(4)に定める資格の認定証の写しを添付する（※主たる点検業務及び報告書の作成は受託者にて行うこと）。

2. 3 業務計画書

- (1) 計画書作成前に、委託者と点検の作業中に利用を中止した方が良いと判断された遊具の取扱い、処置方法、連絡手順について協議を行う。
- (2) その他、委託者と十分に調整の上、【別表 2】を総合的に纏めた業務計画書を作成し提出する。

2. 4 貸与資料

- (1) 点検対象遊具の図面、製品仕様書等の資料について必要な場合は貸与する。ただし、作業終了後は返還するものとする。

2. 5 業務の記録

- (1) 委託者と協議した結果については、指定様式に記録し整理する。
- (2) 業務遂行の写真は、着手前、作業状況（劣化点検状況）であり、「定期点検表」「特別定期点検表」に基づき作成し、点検表と照合できるよう写真台帳に整理する。
- (3) 業務遂行の作業日誌（作業日・天候・気温・点検箇所・作業内容・その他）を記録し整理する。

第 3 節 業務現場管理

3. 1 業務管理

- (1) 業務契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全、法令遵守の業務管理を行う。

3. 2 業務条件

- (1) 業務を行う月日及び時間等は、業務計画書により実行する。
- (2) 業務契約図書に定められた業務月日に変更が生じた場合は、委託者と協議の上、変更届けを提出し、承諾後に業務を実施すること。

- (3) 受託者は、公園緑地などの利用の妨げや公衆の迷惑とならないよう、休日（土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日）は、原則として作業を行わない。

第4節 業務の実施

4.1 点検の範囲

- (1) 点検業務の対象遊具は、【遊具一覧表】のとおりとする。
- (2) 【遊具一覧表】の遊具に差異がある場合、委託者と協議の上、変更する（当該年度の更新遊具については、工事契約後に調整するものとする。）。
- (3) 協議事項は書面【様式2】にて記録し提出するものとする。
- (4) 遊具の点検内容は、JPFAが規定する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づいて実施し、その結果について報告する。

※定期点検業務には原則としてビス、ナット類の締めまし、グリス等の注油は含まない。

※防食テープ等が巻かれている場合は、点検箇所や点検方法について事前に協議する。

※遊具の使用禁止の処置としてバリケードや板囲い等を行う場合の手間や材料代は含まない。

4.2 点検の実施

- (1) 点検を行う場合には、あらかじめ受託者から使用状況、劣化及び前回の定期点検報告書、修理経歴等の状況を聴取し、点検の参考とする。
- (2) 点検業務の中で測定を行う必要がある場合は定められた測定機器又はJPFA認定の点検器具を使用する。
- (3) 高難度系遊具や大可動系遊具安全領域内の設置面の衝撃吸収性能の測定は、JPFA方式で定期点検時に行わなければならない。JPFA肉厚測定器等による鋼材の超音波肉厚測定は必要に応じて定期点検の別途業務として行う。
- (4) 点検業務は業務担当者が、点検表に基づく判定は業務責任者がそれぞれ担当し、職務を兼ねることはできない。

4.3 安全対策

- (1) 点検作業に於いては、作業中であることの表示を行い、遊具利用者への影響が無いように十分な安全対策を講ずる。
- (2) 点検の結果、使用禁止が妥当と判断される遊具については、業務計画書等で事前に委託者と打ち合わせた手順に従いロープやネット等で使用できないように処置するとともに使用禁止表示を行い、遊具利用者に事故が起きないように安全対策を実施する。併せて委託者に速やかに連絡をする。

4. 4 作業服装

- (1) 業務関係者は、作業に適した服装にて作業を実施し、「公園施設製品安全管理士」「公園施設点検管理士」「公園施設製品整備技士」「公園施設点検技士」の携帯用認定証等を携帯して作業に従事する。

4. 5 点検業務の報告

- (1) 業務責任者は、作業の結果を記載した点検業務報告書を作成し、委託者へ契約書に定められた履行期間内に報告する。

第5節 成果品の提出

5. 1 成果品の提出

- (1) 受託者は、業務が終わり次第、成果品を提出する。本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|--|---------|
| 1) 業務記録の電子データ | 1 部 |
| 2) 業務報告書（遊具点検判定の一覧表を Excel 等の電子データで提出。遊具写真データは別業務で使用するため、JPEG 等のファイルで提出） | 正副各 1 部 |
| 3) 定期点検業務報告書の電子データ（点検写真含む） | 正副各 1 部 |
| 4) 定期点検業務報告書の紙データ（点検写真含む） | 正のみ 1 部 |
| 5) その他必要とするもの | 正副各 1 部 |

【別表 1】

関係書類一覧表

No.	書 類 名	備 考
1	委託業務着手届（様式 1）	業務責任者、業務担当者を記載 ○業務責任者：公園施設製品安全管理士または公園施設点検管理士 ○業務担当者：公園施設製品整備技士または公園施設点検技士（業務責任者と同等資格も可） ※技術資格証明書の写しを添付
2	指示・承諾・協議・提出・報告書（様式 2）	起案用と受託者用の 2 部提出
3	業務完了報告書※	※浜松市共通様式使用
4	業務計画書	【別表 2】参照
5	業務報告書	第 5 節 5. 1 （ 1 ） 内の上記 2）参照
6	定期点検業務報告書	第 5 節 5. 1 （ 1 ） 内の 3） 4）参照

【別表 2】

業務計画書内容一覧

No.	事 項	記述内容	備 考
1	業務概要	業務名、工期、契約金額、委託者、 受託者、実施箇所・数量など	
2	現場組織表	業務に携わる組織表 緊急連絡先（夜間、休日）	
3	安全管理	従事者、公園利用者などへの安全 管理計画	
4	作業方法	作業手順、周辺住民や公園利用者 への配慮、作業中の配慮など	
5	緊急時の体制及 び対応	緊急時（異常気象、災害時など） 体制表及び対応方法	委託者の夜間・休日連絡先は 本庁守衛室 053-457-2066
6	協議事項	遊具の取扱い等	2. 3 業務計画書（1）
7	その他	委託者との協議が必要となる事 項を記述	

(様式 1)

(公園管理事務所)

所長	副所長	グループ長	担当

令和 年 月 日

委託者 浜松市長

住所又は
所在地

受託者

氏名又は
名称

印

委 託 業 務 着 手 届

次のとおり委託業務に着手するので、契約書の規定により届け出ます。

記

業 務 の 名 称	(課名) 公園管理事務所 (番号) 第 号 令和8年度 遊戯施設定期点検業務
業 務 の 場 所	浜松市内一円
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
業 務 委 託 料	

☐ 業 務 責 任 者	氏名	法令による免許等又は経歴 「公園施設製品安全管理士」 ●● ●● または「公園施設点検管理士」 ●● ●●
	職名	
☐ 業 務 担 当 者	氏名	法令による免許等又は経歴 「公園施設製品整備技士」 ●● ●● または「公園施設点検技士」 ●● ●●
	職名	

(様式2)

(起案用) or (受託者用)

所長	副所長	グループ長	担当

指示・承諾・協議・提出・報告書

[illegible]

- 注1. 不要な文字は=で消すこと。
2. 起案用、受託者用の2部複写とする。
3. 起案用は、上欄に決裁欄を設ける。